資料 1

岩手県立病院専門研修ガイドブック 作成業務

企画コンペ実施要領

令和7年7月 岩手県医療局 この「企画コンペ実施要領」(以下「実施要領」という。)は、岩手県医療局(以下「医療局」という。)が実施する「岩手県立病院専門研修ガイドブック作成業務」(以下「本業務」という。)に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者(以下「参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「岩手県立病院専門研修ガイドブック作成業務」 一式

(2) 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日(金)まで

(4) 委託料の上限額

884,000 円以内(税込)

2 参加者の資格要件等

参加者は、以下に掲げる企画コンペ参加資格(以下「参加資格」という。)の要件をすべて満たしている者であり、かつ、医療局から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたうえで参加するものとし、 医療局との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格要件〕

- (1) 本業務の実施について、医療局の要求に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
 - ※ なお、医療局は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 企画コンペ参加届出書の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)に規定する期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第

281 号、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

(8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当課

岩手県医療局医師支援推進室

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11番1号

電話: 019-629-6352 FAX: 019-629-6354

メールドレス: EA0006@pref. iwate. jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (https://www.pref.iwate.jp/) →「県政情報」

→「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】

資料1 企画コンペ実施要領(本書)

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案書作成要領

資料4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、次により受け付ける。

- ア 受付期間 令和7年7月18日(金) 午後5時まで
- イ 受付場所 岩手県医療局医師支援推進室(連絡先は上記「(1) 担当課」を参照)
- ウ 提出方法 〔様式1-1〕「実施要領等に関する質問票」に内容を簡潔に記入のうえ、原則、電子メールにより提出すること。
- **エ 回答方法** 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに掲載する。
- オ 回答期日 最終回答の期日は、令和7年7月25日(金)とする。
- (4) 参加届出書類の提出

企画コンペに参加を希望する者は、参加届出書類を以下のとおり提出しなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 【様式1-2】企画コンペ参加届出書
- (イ) 【様式1-3】会社概要及び過去5年間の主な受注等実績 ※パンフレット等でも可
- イ 提出期限

<u>令和7年8月6日(水) 午後5時〔必着〕</u>

- ウ 提出先 岩手県医療局医師支援推進室(連絡先は上記「(1) 担当課」を参照)
- エ 提出方法 持参又は郵送による。

なお、持参の場合は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。また、郵送の場合は、配達証明付き書留郵便にて、イの期限までに必着のこと。

才 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者は、企画コンペに参加することができないもの とする。
- ・ 企画コンペ参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、 当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。
- · 参加者には**現行のガイドブックを交付**する。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会(以下「委員会」という。)の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を下記により提出するものとする。

- ア 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類
- イ 提出期限 令和7年8月22日(金) 午後5時〔必着〕
- ウ 提出先 岩手県医療局医師支援推進室(連絡先は上記「(1) 担当課」を参照)
- エ 提出方法 持参又は郵送による。

なお、持参の場合は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。また、郵送の場合は、封筒表に「企画提案書等在中」の旨を 朱書きの上、配達証明付き書留郵便にて、イの期限までに必着のこと。

才 留意事項

- 参加者1者につき1提案とする。
- ・ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ・ 提案に係る費用の総額は、上記「14) 予算額」を超えないものとする。

(7) 企画提案の無効

参加資格が認められなかった者の企画提案又は次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ア 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 90 条 (公序良俗違反)、第 93 条 (心裡留保)、第 94 条 (虚偽 表示) 又は第 95 条 (錯誤) に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(8) 企画コンペへの不参加

- ア 参加届出書類の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画コンペに参加しない場合は、委員会の実施日の前日までに〔様式1-4〕「企画コンペ参加辞退届」を、上記「(1) 担当課」まで持参又は郵送により提出すること。
- イ アにより企画コンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降、医療局が実施する他の 企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、委員会において行うものと する。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1(4) 委託料の上限額」を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 委員会の開催(予定)

ア 開催日時・場所 令和7年9月2日(火) 14時00分 岩手県医療局5階会議室(予定)

- 日時及び場所については、開催時期が変更となる場合があることから、参加者に対し別途、 個別に通知する。
- ・ 感染症対策の観点から、県内の感染症流行状況によっては、リモート開催とする場合がある。

イ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて実施する。なお、追加資料等を提出することは認めない。
- ・ プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の使用は認めるが、これら の機材を使用する場合は、事前に連絡することとし、この場合の機材は、参加者の持込を原則 とする。
- ・ プレゼンテーションの順番については、上記「3(4) 参加届出書類の提出」に掲げる書類の 受付順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間は、1 者あたり 20 分(説明 10 分、質疑応答 10 分)とする。

(3) 受託候補者の決定

- ア 医療局は委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

- (1) 契約書の作成の要否 要
- (2) 契約保証金 医療局財務規程(昭和51年医療局管理規程第6号)に基づき判断する。
- (3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。 ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、医療局と受託候補者との協議 により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

医療局は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触

する行為を行ってはならない。

- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が医療局に提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。

- イ 提出書類は返却しないものとする。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。
- (2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 企画コンペスケジュール

令和7年7月18日(金) 質問票の提出期限

令和7年7月25日(金) 質問への回答期限

令和7年8月6日(水) 参加届出書類の提出期限

令和7年8月22日(金) 企画提案書等の提出期限

令和7年9月2日(火) 企画コンペ(企画提案の審査)(予定)

令和7年9月中旬 契約締結(予定)

※ 現在の予定であり、変更の場合は別途通知する。

(4) その他

ア 企画コンペ参加届出書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入 札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著し く不健全であると認められる場合等にあっては、参加を認めないことがある。